

奈良県告示第二百八十号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

令和六年十二月六日

奈良県知事 山下 真

売りさばき場所を 変更した指定売り さばき人の名称	変更前の売りさば き場所	変更後の売りさば き場所	変更年月日
一般財団法人奈良 県交通安全協会	生駒市東松ヶ丘六 ―二〇	生駒市壱分町一〇 九一番地一	令和六年十一月二 十五日